



品川区議会だより

No.255 平成28年(2016年)4月27日発行 品川区議会(〒140-8715) 東京都品川区広町2丁目1番36号 電話 03-5742-6810(直通) Fax 03-5742-6895
品川区議会のホームページアドレス <http://gikai.city.shinagawa.tokyo.jp/>

議会報告会を開催します

来て見て聴いて、議員とともに
区政を語りましょう。



あなたの「もっと知りたい!」に
直接お応えします。

日時 / 5月31日(火) 午後6時30分～8時30分(午後6時開場)
内容 / ●議会のしくみ ●議会改革の取り組み
●委員会報告 ●議員との意見交換会
会場 / きゅりあんイベントホール
※手話通訳・要約筆記・保育スペースあり。 **入場無料**

熊本地震で被災された皆様にお見舞い申し上げます
熊本地震で被災された方へ、品川区議会議員一同より災害義援金20万円を日本赤十字社を通じておくりました。

第1回 定例会の議案

平成28年第1回定例会は、2月17日から3月23日までの36日間の会期で開催されました。区長から、「文化スポーツ振興基金条例」などの議案が、議員より「区議会会議規則(一部改正)」の議案がそれぞれ提出されました。慎重審議の結果、次のとおり可決されました。以下、概要をお知らせします。

区長提案

条例(新規)

▼文化スポーツ振興基金条例
文化スポーツ振興基金を設

置する。

- 〔規定する事項〕
- (1) 基金の額
 - (2) 基金の管理
 - (3) 運用益金の処理
 - (4) 基金の処分

施行期日 公布の日

▼行政不服審査法施行条例

行政不服審査法が改正されたことに伴い、行政不服審査会を設置するほか、同法の施行について必要な事項を定める。

施行期日 平成28年4月1日

▼行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

行政不服審査法が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整備する。

〔改正する条例〕

- (1) 職員の退職手当に関する条例
- (2) 調査、審査等に出頭した者および公聴会に参加

した者の費用弁償に関する条例

- (3) 災害に際し応急措置の業務に従事した者または水防に従事した者の損害補償に関する条例

施行期日 平成28年4月1日

▼地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

地方公務員法が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整備する。

〔改正する条例〕

- (1) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例
- (3) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- (4) 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

(5) 学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

(6) 学校教育職員の旅費に関する条例

施行期日 平成28年4月1日

▼町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例

町会および自治会における活動の活性化を推進するため、必要な事項を定める。

〔規定する主な事項〕

- (1) 町会および自治会の役割
- (2) 区の責務等
- (3) 町会および自治会における活動の活性化のための措置

施行期日 平成28年4月1日

▼いじめ防止対策推進条例

いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な事項を定める。

〔規定する主な事項〕

- (1) 区、教育委員会等の責務
- (2) いじめの防止等のための措置
- (3) 重大事態への対処
- (4) いじめ対策委員会およびいじめ問題調査委員会の設置

施行期日 平成28年4月1日

条例(一部改正)

▼情報公開・個人情報保護条例

行政不服審査法が改正されたことに伴い、審査請求の取扱い等について、規定を整備する。

施行期日 平成28年4月1日

▼附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例

行政不服審査会、いじめ問題調査委員会およびいじめ対

策委員会の委員の報酬日額を定める。

(1) 行政不服審査会

〔報酬日額〕

会長 2万2千円

委員 2万円

(2) いじめ問題調査委員会

〔報酬日額〕

委員長 2万3千円

委員 2万円

(3) いじめ対策委員会

〔報酬日額〕

委員長 2万3千円

委員 2万円

施行期日 平成28年4月1日

▼区長および副区長の給与および旅費条例

区長および副区長の期末手当の支給月数を引き上げる。

〔現行〕 支給月数 3.17月

〔改正後〕 支給月数 3.45月

施行期日 平成28年4月1日

▼教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例

教育長の期末手当の支給月数を引き上げる。

〔現行〕 支給月数 3.17月

〔改正後〕 支給月数 3.45月

施行期日 平成28年4月1日

▼職員定数条例

行財政の見直しに伴い、職員の定数管理上の措置を行うほか、義務教育学校を設置することに伴い、規定を整備する。

〔現行〕 2千475人

〔改正後〕 2千475人(平成29年3月31日までは、70人を限度として定数外とする。)

施行期日 平成28年4月1日

▼職員の育児休業等に関する条例

地方公営企業法が改正されたことに伴い、規定を整備する。

〔手数料の額〕

納税証明書等の交付手数料および住民票の写しの交付手数料 200円

施行期日 平成28年4月1日

▼職員の分限に関する条例

分限処分における降給を定める。

施行期日 平成28年4月1日

▼職員の給与に関する条例

医師等に係る初任給調整手当の限度額および勤勉手当の支給月数に係る各期別の割振りを改めるとともに、等級別基準職務表を定めるほか、規定を整備する。

〔初任給調整手当の限度額〕

現行 17万5千100円

改正後 26万8千500円

〔勤勉手当の支給月数に係る各期別の割振り〕

再任用職員以外の職員の場合

6月期 0.80月→0.85月

12月期 0.90月→0.85月

施行期日 平成28年4月1日

▼特別区税条例

地方税法が改正されたことに伴い、納税者からの申請による換価の猶予に係る手続等を定めるほか、行政不服審査法が改正されたことに伴い、規定を整備する。

施行期日 平成28年4月1日

▼手数料条例

受益者負担の適正化を図るため、手数料を新設する。

(1) 多機能端末機による納税証明書等および住民票の写しの交付手数料の新設

〔手数料の額〕

納税証明書等の交付手数料および住民票の写しの交付手数料 200円

(2) 既存建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に関する審査手数料の新設

〔手数料の額〕

長期優良住宅建築等計画